

豊田市廃棄物の処理および清掃に関する規則(昭和47年規則第15号)の全部を次のように改正する。

- (趣旨)
- 第1条 この規則は、[豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例\(平成5年条例第3号。以下「条例」という。\)](#)第22条第1項及び第3項、[第27条第3項](#)、[第29条](#)並びに[第30条](#)の規定に基づき、[条例](#)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。
- (ごみステーションの設置等)
- 第2条 [条例第20条第1項](#)の承認を受けようとする自治区(以下「申請自治区」という。)は、ごみステーション設置・変更申請書([様式第1号](#))を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、自治区から前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で承認又は不承認の決定をし、当該自治区に対しごみステーション設置・変更決定通知書([様式第2号](#))により通知するものとする。
- 3 [条例第20条第2項](#)の規定による届出は、ごみステーション廃止届([様式第3号](#))により行うものとする。
- (規則で定める者)
- 第3条 [条例第22条第1項](#)の規則で定める者は、次のとおりとする。
- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)に基づき、市が家庭系廃棄物の収集又は運搬の業務を委託している者
- (2) ごみステーションの管理者
- (3) 家庭系廃棄物の排出者。ただし、自らが排出した家庭系廃棄物を収集し、又は運搬する場合に限る。
- (4) その他市長が認めた者
- (収集又は運搬の禁止等)
- 第4条 [条例第22条第2項](#)の規定による命令は、収集・運搬禁止命令書([様式第4号](#))により行うものとする。
- 2 [条例第22条第3項](#)の規則で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) [条例第22条第2項](#)の規定による命令を受けた者(以下「違反者」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) [条例第22条第1項](#)の規定に違反する行為(以下「違反行為」という。)を行った日時及び場所
- (3) 違反行為の内容
- (4) 違反者が収集又は運搬に使用した車両の自動車登録番号又は車両番号
- 3 [条例第22条第3項](#)の規定による公表は、市のホームページへの掲載その他市長が定める方法により行うものとする。
- (し尿処理の申出)
- 第5条 臨時に又は継続してし尿の収集を受けようとする者は、し尿くみ取り申込書兼し尿くみ取り世帯住所異動届([様式第5号](#))により市長に申し出なければならない。
- 2 し尿くみ取り申込書の記載事項に変更が生じたときは、次に定めるところにより直ちに市長に届け出なければならない。
- (1) 世帯人員が異動したとき又はくみ取りを廃止したとき くみ取り世帯人員異動届くみ取り廃止届(兼)くみ取り確認券払戻し請求書([様式第6号](#))
- (2) 住所を異動したとき し尿くみ取り申込書兼し尿くみ取り世帯住所異動届(多量のし尿の収集及び運搬)
- 第6条 1日の平均排出量が18リットル以上のし尿又は常駐人員若しくは雇用者が15人以上の事業所、店舗等から排出されるし尿は、自ら収集及び運搬するほか、法第7条第1項の規定に基づき市長の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)に収集及び運搬をさせるものとする。
- (粗大ごみ処理手数料)
- 第7条 [条例別表](#)に規定する品目別に規則で定める額は、[別表第1](#)のとおりとする。
- (し尿処理手数料の適用区分)
- 第8条 [条例別表](#)に規定する一般廃棄物処理手数料のうち、し尿のくみ取りに係る手数料の適用区分は、次に定めるところによる。
- (1) 定額制は、次に掲げるものに係る定期のくみ取りについて適用する。
- ア 一般世帯で世帯人員が10人以下のもの
- イ 通勤者のない事業所、店舗等で常駐人員が10人以下のもの
- ウ 一般世帯が2以上入居する共同住宅において、各々の世帯が専用の便器を有し、共同で便槽を使用するもので各々の世帯人員が10人以下のもの
- (2) 従量制は、次に掲げるものに係るくみ取りについて適用する。
- ア 一般世帯で世帯人員が11人以上のもの、及び前号ウに定めるものを除き、他の一般世帯と共同で便槽を使用するもの
- イ 通勤者のない事業所、店舗等で常駐人員11人以上14人以下のもの
- ウ [前号イ](#)の規定にかかわらず、事業所、店舗等で不特定多数のものが使用するもの
- エ 通勤者のある事業所、店舗等で雇用者14人以下のもの
- オ 消毒液若しくは洗浄水の使用又は便槽不良等によりし尿が多量となるもの
- カ 浄化槽とくみ取り便槽を併用するもの
- キ [ア](#)から[カ](#)までに掲げる従量制適用世帯と共同で便槽を使用するもの
- ク その他市長が特に必要と認めるもの
- (3) 臨時のくみ取りは、[第1号のア](#)から[ウ](#)までに掲げるものに係る定期以外のくみ取りについて適用する。
- 2 市長は、[前項](#)に規定する適用区分の基礎となる世帯人員等について、毎年1月20日及び7月20日(以下「基準日」という。)現在においてそれぞれ認定するものとする。
- 3 [前項](#)の規定により認定する世帯人員は、住民基本台帳に記録されている世帯人員とする。ただし、し尿の処理を受けている者から、当該世帯人員によるべきでない旨の申出があった場合は、この限りでない。
- 4 し尿の処理を受けている者から、基準日以後において[第2項](#)の世帯人員等に異動が生じた旨の申出があった場合は、その翌月から[第1項](#)に規定する適用区分を変更するものとする。
- (し尿処理手数料の端数計算)
- 第9条 [条例別表](#)に規定する一般廃棄物処理手数料のうち、従量制によるし尿処理手数料は、次に定める計算方法により算定する。
- (1) 36リットル未満で18リットルを超える場合は、36リットルとみなして[条例別表](#)に掲げる単位手数料の額とする。
- (2) 18リットル以下の場合は、[前号](#)に定める額の2分の1の額とする。
- (3) [前2号](#)に定める場合のほか、36リットル単位で計算し、その超える部分の端数については[前2号](#)の区分に従いそれぞれ当該各号に定める手数料の額を加算する。
- (手数料の徴収方法)
- 第10条 [条例第27条第1項](#)に規定する一般廃棄物処理手数料の徴収方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- (1) 一般廃棄物の処分又は処理の場合(次号及び第3号に掲げる場合を除く。) [豊田市一般廃棄物処理施設条例\(昭和37年条例第14号\)第2条](#)の規定により設置された一般廃棄物処理施設に搬入するときに現金により徴収する方法
- (2) 家庭から排出された粗大ごみの市による収集、運搬及び処分の場合 市が粗大ごみを収集するときまでに別に定める場所において徴収する方法
- (3) し尿くみ取りの場合 市がし尿をくみ取るときまでに別に定める場所において徴収する方法
- 2 [前項第2号](#)に規定する方法により手数料を納付した者には豊田市粗大ごみ処理手数料納付券([様式第7号](#))を、[同項第3号](#)に規定する方法により手数料を納付した者には定額制のし尿くみ取り確認券([様式第8号](#))、従量制のし尿くみ取り確認券([様式第9号](#))又は臨時のし尿くみ取り確認券([様式第10号](#))を交付する。
- 3 [第1項](#)の規定にかかわらず、[同項第1号](#)又は[第3号](#)に該当する場合で市長が特に理由があると認めるときは、[豊田市予算決算会計規則\(昭和63年規則第23号\)第38条第2項](#)の納入通知書(納付書)兼領収書1によりまとめて徴収する方法によることができる。
- (し尿処理手数料の払戻し)
- 第11条 し尿の処理を受けていた者は、[前条第2項](#)に規定するし尿くみ取り確認券が不要となった場合及び世帯人員が減少した場合は、異動の生じたその翌月から減少による差額金の払戻しを受けることができる。
- (手数料の減免)
- 第12条 [条例第27条第3項](#)の規則で定める特別の理由は、次のとおりとする。ただし、[第2号](#)に掲げる理由により減免することのできる手数料は、[第10条第1項第1号](#)に定める方法により徴収するものに限るものとする。
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第12条に規定する生活扶助を受けていること。
- (2) り災していること。
- (3) その他市長が必要と認めること。
- 2 [条例第27条第3項](#)の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書([様式第11号](#))を市長に提出しなければならない。ただし、自治区の活動により発生し、又は収集した一般廃棄物を搬入する場合は、この限りでない。
- 3 [第1項第2号](#)の場合において手数料を減免する期間は、り災した日から起算して30日以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、期間を延長することができる。
- 4 手数料の減免の率は、[別表第2](#)のとおりとする。
- (一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可申請)
- 第13条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、[当該各号](#)に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 法第7条第1項の規定に基づく許可 一般廃棄物収集運搬業許可(更新)申請書([様式第12号](#))
- (2) 法第7条第6項の規定に基づく許可 一般廃棄物処分業許可(更新)申請書([様式第13号](#))
- (3) 法第7条の2第1項の規定に基づく許可 一般廃棄物処理業の事業範囲の変更許可申請書([様式第14号](#))
- (4) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定に基づく許可 浄化槽清掃業許可申請書([様式第15号](#))
- 2 [前項](#)の申請書には、市長が必要と認めた書類を添付しなければならない。
- (許可証の交付)
- 第14条 市長は、次の各号に掲げる許可をしたときは、[当該各号](#)に掲げる許可証を交付する。
- (1) 法第7条第1項又は第7条の2第1項の規定に基づく許可 一般廃棄物収集運搬業許可証([様式第16号](#))
- (2) 法第7条第6項又は第7条の2第1項の規定に基づく許可 一般廃棄物処分業許可証([様式第17号](#))
- (3) 浄化槽法第35条第1項の規定に基づく許可 浄化槽清掃業許可証([様式第18号](#))
- 2 [前項](#)の規定により許可証の交付を受けた者(以下「許可業者」という。))は、交付された許可証を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を市長に届け出て許可証の再交付を受けなければならない。
- (許可証の譲渡の禁止)
- 第15条 許可業者は、許可証を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。
- (許可申請事項の変更届)
- 第16条 許可業者が許可申請事項を変更したときの届出は、[一般廃棄物処理業/浄化槽清掃業/許可申請事項変更届\(様式第19号\)](#)によるものとする。
- (廃業等の届出)
- 第17条 許可業者がその業務の全部若しくは一部を停止し、又は廃止したときの届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によるものとする。
- (1) 業務を停止し、又は廃止した日
- (2) 許可の種別
- (3) 業務の内容
- (4) 業務を停止し、又は廃止した理由
- (許可証の返還)
- 第18条 許可業者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。
- (1) 許可の有効期間が満了したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。
- (3) 許可業務を廃止したとき。
- (報告)
- 第19条 許可業者は、各月の業務実績等を取りまとめ、一般廃棄物処理業を行うものにあつては作業報告書([様式第20号](#)、[様式第21号](#)及び[様式第22号](#))を、浄化槽清掃業を行うものにあつては浄化槽清掃報告書([様式第23号](#))を、翌月15日までに市長に提出しなければならない。
- 2 法第6条の2第2項の規定により委託を受けた者(以下「委託業者」という。))は、し尿収集報告書([様式第24号](#))及び当該報告書に係るし尿くみ取り確認券を毎週1回以上市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、必要と認めた場合は、許可業者及び委託業者に対し、業務内容、作業実績等を報告させることができる。
- (許可業者及び委託業者の遵守事項)
- 第20条 許可業者及び委託業者は、次に定める事項を遵守しなければならない。
- (1) 市民に親切丁寧に接すること。
- (2) 契約に定めるもののほか、金品の要求及び受領をしないこと。
- (3) 当該事務に係る関係法令、[条例](#)等に従うこと。
- (4) 当該業務に使用する機械器具及び車両を清潔にし、環境を害さないよう留意すること。
- (5) 帳簿を備え付け、常に業務内容等を把握していること。
- (6) 許可証を事務所又は事業所の見やすい場所に掲示すること。
- (規則で定める家庭系廃棄物)
- 第21条 [条例第30条](#)の規則で定める家庭系廃棄物は、一般廃棄物処理計画で規定する金属ごみ及び資源とする。
- (委任)
- 第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この規則は、昭和60年10月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則施行前に、改正前の豊田市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定に基づいて行われた一般廃棄物処理業の許可申請その他の行為は、この規則の相当規定に基づいて行われた一般廃棄物処理業の許可申請その他の行為とみなす。
- (町村の編入に伴う経過措置)
- 3 西加茂郡藤岡町、西加茂郡小原村、東加茂郡足助町、東加茂郡下山村、東加茂郡旭町及び東加茂郡稲武町の編入の日(以下「編入日」という。)前までに、藤岡町廃棄物の減量及び適正処理に関する[条例施行規則\(平成7年藤岡町規則第18号\)](#)、小原村廃棄物の減量及び適正処理に関する規則(平成7年小原村規則第8号)、足助町廃棄物の減量及び適正処理に関する規則(平成9年足助町規則第5号)、下山村廃棄物の減量及び適正処理に関する規則(平成7年下山村規則第3号)、旭町廃棄物の処理及び清掃に関する[条例施行規則\(平成6年旭町規則第4号\)](#)又は稲武町廃棄物の処理及び清掃に関する[条例\(昭和49年稲武町条例第24号\)](#)の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた申請、手続その他の行為とみなす。
- 4 編入日前に法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可証に係る当該業を行う区域は、編入日以後においてもそれぞれ編入日前の豊田市、西加茂郡藤岡町、西加茂郡小原村、東加茂郡足助町、東加茂郡下山村、東加茂郡稲武町の区域とする。
- 附 則(平成4年12月21日規則第25号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている帳票、用紙等は当分の間、使用することができる。
- 附 則(平成5年6月29日規則第25号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成5年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- (準備行為)
- 2 改正後の豊田市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の規定に基づく許可申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。
- 附 則(平成7年3月31日規則第10号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成8年12月24日規則第55号)
- この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 附 則(平成12年12月22日規則第72号)
- (施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(準備行為)
 - 2 改正後の豊田市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則(以下「新規則」という。)の規定に基づく家庭から排出された粗大ごみの収集に係る必要な手続その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。
(経過措置)
 - 3 この規則による改正前の豊田市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に基づいて作成されている帳票、用紙等は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
附 則(平成13年3月30日規則第3号抄)
(施行期日)
 - 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
附 則(平成15年9月30日規則第59号)
この規則は、平成15年12月1日から施行する。ただし、豊田市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の別表の改正規定は、平成15年10月1日から施行する。
附 則(平成16年12月27日規則第79号)
この規則は、平成17年4月1日から施行する。
附 則(平成17年3月29日規則第22号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成18年3月30日規則第21号)
この規則は、平成18年4月1日から施行する。
附 則(平成19年3月30日規則第17号)
(施行期日)
 - 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この規則の施行の際現に改正前の豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
附 則(平成21年3月31日規則第21号)
この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第6条並びに第7条第1項及び第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
附 則(平成21年12月24日規則第61号)
(施行期日)
 - 1 この規則は、平成22年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、同年4月1日から施行する。
(準備行為)
 - 2 改正後の豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する規則(以下「新規則」という。)の規定に基づく許可申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。
(経過措置)
 - 3 この規則の施行の際現に改正前の豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に基づいて作成されている帳票、用紙等は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
附 則(平成23年3月31日規則第17号)
この規則は、平成23年4月1日から施行する。
附 則(平成24年3月30日規則第27号)
この規則中第7条第1項にただし書を加える改正規定は公布の日から、第4条第3項の改正規定は平成24年7月9日から施行する。
附 則(平成24年12月27日規則第91号)
この規則は、平成25年4月1日から施行する。
附 則(平成26年3月25日規則第21号)
この規則は、平成26年4月1日から施行する。
附 則(平成26年12月25日規則第92号)
この規則は、平成27年4月1日から施行する。
附 則(平成28年3月30日規則第28号)
この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、様式第6号及び様式第8号から様式第10号までの改正規定は、公布の日から施行する。
附 則(令和元年12月13日規則第72号)
この規則は、令和元年12月14日から施行する。
附 則(令和2年12月24日規則第131号)
(施行期日)
 - 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この規則の施行の際現に改正前の豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
- 別表第1(第7条関係)
粗大ごみ品目別手数料

種目	品目	手数料(円) (1個又は1セットにつき)	摘要
電気・ガス・石油機器類	オーディオ機器(単体のもの)	300	
	オーブンレンジ	600	
	オルガン	900	
	加湿器	300	
	ガスこんろ	300	
	カラオケセット	300	
	換気扇	300	
	空気清浄機	300	
	こたつ(こたつ板を除く。)	300	
	照明器具	300	
	除湿機	300	
	食器乾燥機	300	
	炊飯器	300	
	ステレオセット(ミニコンポ以外のもの)	600	
	ストーブ	300	
	スピーカー	300	
	ズボンプレスサー	300	
	扇風機	300	
	掃除機	300	
	電子オルガン	900	
	電子ピアノ	900	
	電子レンジ	600	
	ファクシミリ	300	
	ファンヒーター	300	
	ビデオデッキ	300	
	ふとん乾燥機	300	
	ホットカーペット	300	
	マッサージ機(いす型のもの)	900	
	ミニコンポ	300	
	もちつき機	300	
湯沸器	300		
ラジカセ	300		
ワープロ	300		
家具・寝具類	アコーデオンカーテン	300	
	網戸	300	1セット2枚まで
	アルミサッシ	600	
	いす(1人掛のもの)	300	
	いす(応接セット2人掛以上のもの)	600	
	衣類箱	300	
	カラーボックス	300	
	キャスターハンガー	300	
	鏡台	600	
	げた箱	600	
	ござ	300	
	こたつ板	300	
	座いす	300	
	サイドボード(一辺が1m未満のもの)	600	
	サイドボード(一辺が1m以上のもの)	900	
	座卓	600	
	座布団	300	1セット5枚まで
	じゅうたん	300	
	障子	300	1セット2枚まで
	食卓テーブル	600	
	食器棚(一辺が1m未満のもの)	600	
	食器棚(一辺が1m以上のもの)	900	
	シングルベッド(ベッドマットを除く。)	600	
すだれ	300		

	スプリングマットレス(シングルのもの)	600	
	スプリングマットレス(シングル以外のもの)	900	
	洗面化粧台	600	
	畳	600	
	ダブルベッド(ベッドマットを除く。)	900	
	たんす(一辺が1m未満のもの)	600	
	たんす(一辺が1m以上のもの)	900	
	机(両袖机のもの)	900	
	机(両袖机以外のもの)	600	
	テーブル(食卓テーブル以外のもの)	300	
	ドア	600	
	2段ベッド	900	
	ふすま	300	1セット2枚まで
	ふとん	300	
	ブラインド	300	
	ベビーベッド	300	
	本棚	600	
	マットレス(スポンジのもの)	300	
	毛布	300	1セット2枚まで
	よしず	300	
その他のもの	編機	300	
	アンテナ	300	
	一輪車	300	
	乳母車	300	
	ガス台	300	
	ギター	300	
	脚立	300	
	クーラーボックス	300	
	草刈機	300	
	くわ	300	
	健康器具	300	
	米びつ	300	
	ゴルフ用品	300	
	材木類	300	
	サーフボード	600	
	三輪車	300	
	自転車	300	
	室内用トイレ	300	
	水槽	300	
	スキーキャリア	300	
	スキーセット	300	
	スコップ	300	
	スーツケース	300	
	スノーボード	300	
	チャイルドシート	300	
	調理台	300	
	ついたて	300	
	テント	300	
	トタン	300	1セット5枚まで
	テレビ台	300	
	電話台	300	
	流し台	600	
	庭木類	300	
	はしご	300	
	パネル類	300	
	風呂釜	600	
	ぶらんこ	300	
	プランター	300	
	噴霧器	300	
	ペット小屋	300	
	ベビーバス	300	
	ポリタンク	300	
	ミシン(卓上のもの)	300	
	ミシン(卓上以外のもの)	600	
	物置(解体済みのもの)	900	
	物干竿	300	
	物干台	900	
	浴槽	900	
	レンジフード	300	
	ワゴン	300	
	その他のもの	600	

別表第2(第12条関係)
減免の率

減免の事由	減免の率
(1) 生活扶助を受けている場合	100%
(2) り災した物件が居住の用に供していた家屋、動産等である場合又は居住部分の占める割合が2分の1以上の併用住宅である場合	100%
(3) り災した物件が前号に該当しない場合	50%
(4) 前3号のいずれにも該当しない場合	100%以内で市長が定める率

様式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

豊田市長 様

自治区名
区長氏名

ごみステーション設置・変更申請書

豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 設置場所	地内
2 世帯数	世帯
3 ごみの種類	<input type="checkbox"/> 燃やすごみ、金属ごみ、埋めるごみ、プラスチック製容器包装 <input type="checkbox"/> ガラスびん、飲料缶、ペットボトル、有害ごみ、危険ごみ <input type="checkbox"/> その他()
4 管理者	<input type="checkbox"/> 自治区 <input type="checkbox"/> 集合住宅の家主・管理会社 名称
5 管理者連絡先	住所 電話
6 収集開始希望日	年 月 日
7 ステーション番号	

添付書類 位置図

備考

- 1 設置申請の場合は、7ステーション番号の欄の記入は不要です。
- 2 変更申請の場合は、7ステーション番号の欄に、ステーション番号及び変更する設置場所を記入してください。

[様式第2号\(第2条関係\)](#)

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

様

豊田市長



ごみステーション設置・変更決定通知書

年 月 日付けで提出されたごみステーション設置・変更申請書について、審査の結果次のとおり決定したので、豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 決定処分	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
2 場所	地内
3 ステーション番号	
4 収集開始日	年 月 日

[様式第3号\(第2条関係\)](#)

様式第3号(第2条関係)

年 月 日

豊田市長 様

自治区名
区長氏名

ごみステーション廃止届

豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第20条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 廃止するごみステーションの場所	地内
2 ステーション番号	
3 廃止日	年 月 日

添付書類 位置図

[様式第4号\(第4条関係\)](#)

様式第4号(第4条関係)

年 月 日

住所
氏名 様

豊田市長

印

収集・運搬禁止命令書

あなたは、下記のとおり豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第22条第1項の規定に違反したので、同条第2項の規定により、ごみステーションに排出された家庭系廃棄物を収集し、又は運搬しないよう命じます。

なお、この命令に違反した場合は、同条例第30条の規定により20万円以下の罰金が科せられます。

記

命令の原因となる事実

(1) 日 時	年 月 日 時 分頃
(2) 場 所	
(3) 違反行為	
(4) 収集又は運搬の方法	ア 自動車 (自動車登録番号又は車両番号) イ 自転車 ウ その他 ()

教示

1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊田市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。

[様式第5号\(第5条関係\)](#)

様式第8号(第10条関係)

(定額制) し尿くみ取り確認券()



氏名					No.
年	月	納組番号	人員	CD	世帯人員 人

豊田市長

月

(市民→業者→環境部)

[様式第9号\(第10条関係\)](#)

様式第9号(第10条関係)

年度

 し尿くみ取り確認券 (従量) リットル	
豊田市長	作業実施日
氏名	

No.

[様式第10号\(第10条関係\)](#)

様式第10号(第10条関係)

(臨時)し尿くみ取り確認券 ★		年度
氏名	No.	
豊田市長		作業実施日

様式第11号(第12条関係)

様式第11号(第12条関係)

年 月 日	
一般廃棄物処理手数料減免申請書 豊田市長 様 申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
利 用 施 設	<input type="checkbox"/> 渡刈クリーンセンター <input type="checkbox"/> 藤岡プラント <input type="checkbox"/> 緑のリサイクルセンター <input type="checkbox"/> グリーン・クリーンふじの丘
一 般 廃 棄 物 の 種 類	<input type="checkbox"/> 家庭系 <input type="checkbox"/> 事業系
一 般 廃 棄 物 の 数 量	m ³ · t
搬 入 方 法	<input type="checkbox"/> 自ら搬入 <input type="checkbox"/> 許可業者による搬入 <input type="checkbox"/> 市による搬入 <input type="checkbox"/> 生活扶助
申 請 理 由 (減免申請区分)	<input type="checkbox"/> リ災(<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 居住部分が1/2以上の併用住宅 <input type="checkbox"/> 家財道具) <input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> その他()
第 号	
一般廃棄物処理手数料減免承認書 この申請について、豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第27条第3項の規定により、下記のとおり減免します。	
記	
1 該当事由	規則第12条第1項第 号
2 減免率	_____ %
3 減免期間	_____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで
4 意見	
年 月 日	
豊田市長 印	

様式第12号(第13条関係)

(第1面)

一般廃棄物収集運搬業許可(更新)申請書 年 月 日 豊田市長 様 申請者 〒 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲(取り扱う一般廃棄物の種類、処理方法、収集の区域等を記載すること。)	
事務所、駐車場及び洗車場の所在地	事務所 電話番号 駐車場 洗車場
事業の用に供する施設の種類及び数量	
※事務処理欄	

(第2面)

既に他の市町村で一般廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物の処理業の許可(愛知県内のもののみ)を有している場合はその許可番号(申請中の場合は、申請年月日)	県・市町村名	許可番号(申請中の場合は、申請年月日)
申請者(個人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍住所
(法人である場合)		
(ふりがな)名称	住	所
法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍住所
(法人である場合)		
(ふりがな)名称	住	所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍住所
	役職名・呼称	住 所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍住所
	役職名・呼称	住 所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	(ふりがな)氏名又は名称	生年月日	株 出 資 の 額		本 籍 所
			保有する株式の数又は出資の金額割合	住	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな)氏名	生年月日	本 籍 所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 豊田市長が定める部数を提出すること。

※手数料欄

添付書類及び図面

- 事業計画の概要を記載した書類
- 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- 申請者が2に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類
- 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類
- 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 申請者が個人である場合には、住民票の写し
- 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでに該当しないものであることを誓約する書面
- 申請書第2面及び第3面に記載された者が豊田市暴力団排除条例(平成23年条例第30号)第2条で規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係者及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものでないことを誓約する書面
- 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し
- 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し
- 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)
- 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し
- 当該事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有することを説明する書類
- 市税の納税証明書
- 申請者が市外に本社・本店がある法人の場合で、市内の事務所が支社・支店登記されていないときは、豊田市に提出した法人等の設立届又は事務所等の開設届の写し
- 市処理施設以外で処理する場合は、当該施設が廃棄物の受入を承諾する書類
- その他市長が必要と認める書類

※ 許可の更新を申請する場合は、2、3、5、18、19の書類及び図面については、その内容に変更がない限り、添付を要しない。

(第1面)

一般廃棄物処分業許可(更新)申請書 豊田市長 様 申請者 〒 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 年 月 日	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う一般廃棄物の種類を記載すること。)	
事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号 事業場 電話番号
事業の用に供する全ての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日及び処理能力(最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量)を記載すること。)	
保管を行う場合には、保管を行う全ての場所の所在地、面積、保管をする一般廃棄物の種類及び処分等のための積み上げることができる高さ	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※事務処理欄	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるとき)				
発行済株式の総数	(ふりがな)氏名又は名称	生年月日	株	出資の額
			保有する株式の数又は出資の金額割合	本 籍 住 所
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)				
(ふりがな)氏名	生年月日	役職名・呼称	本	籍
			住	所
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。 4 豊田市長が定める部数を提出すること。				
※手数料欄				

(第2面)

既に他の市町村で一般廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物の処理業の許可(愛知県内のもののみ)を有している場合はその許可番号(申請中の場合は、申請年月日)	県・市町村名	許可番号(申請中の場合は、申請年月日)
申請者(個人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな)名称		住 所
法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな)名称		住 所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本 籍 住 所
	役職名・呼称	
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本 籍 住 所
	役職名・呼称	

添付書類及び図面

1 事業計画の概要を記載した書類 2 事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面 3 申請者が2に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類 4 当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可を受けた施設である場合は許可証の写し、法第15条の2の5の届出をし受理された施設である場合は受理書の写し 5 一般廃棄物の処分(埋立処分を除く。)を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類 6 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類 7 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 8 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 9 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 10 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書 11 申請者が個人である場合には、住民票の写し 12 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでに該当しないものであることを誓約する書面 13 申請書第2面及び第3面に記載された者が豊田市暴力団排除条例(平成23年条例第30号)第2条で規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係者及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものでないことを誓約する書面 14 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し 15 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し 16 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書) 17 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し 18 当該事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有することを説明する書類 19 市税の納税証明書 20 その他市長が必要と認める書類 ※ 許可の更新を申請する場合は、2、3、4、5の書類及び図面については、その内容に変更がない限り、添付を要しない。
--

添付書類及び図面（処分業）	
1	変更後の事業計画の概要を記載した書類
2	変更に係る事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
3	申請者が2に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
4	当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可を受けた施設である場合は許可証の写し、法第15条の2の5の届出をし受理された施設である場合は受理書の写し
5	一般廃棄物の処分（埋立処分を除く。）を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類
6	変更に係る事業を行うに足る技術的能力を説明する書類
7	変更に係る事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
8	申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
9	申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
10	申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
11	申請者が個人である場合には、住民票の写し
12	申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでに該当しないものであることを誓約する書面
13	申請書第2面及び第3面に記載された者が豊田市暴力団排除条例（平成23年条例第30号）第2条で規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係者及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものでないことを誓約する書面
14	申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し
15	申請者が法人である場合には、役員住民票の写し
16	申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
17	申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し
18	当該事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有することを説明する書類
19	市税の納税証明書
20	その他市長が必要と認める書類
※ 2、3、4、5の書類及び図面については、その内容に変更がない限り、添付を要しない。	

様式第15号(第13条関係)

様式第15号(第13条関係)

浄化槽清掃業許可申請書

年 月 日

豊田市長 様

住 所
申請者
氏 名
T E L () —
〔法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

事務所の所在地									
車庫の所在地									
車両、器材等の種類及び数量									
環境省関係浄化槽法施行規則第11条第4号に規定する能力を有する者の氏名及び経験年数	氏 名		種 別		経 験 年 数				
従 業 員 の 数	役 員	常 雇	臨 時 等	計					
	常 勤 人	非 常 勤 人	運 転 手 人	作 業 員 人	事 務 員 人	運 転 手 人	作 業 員 人	事 務 員 人	人
1月の最大清掃能力	kl/月 (基数 基/月)								
既に浄化槽清掃業の許可を有している場合(他市町村のものを含む。)にはその許可番号	市 町 村 名			許 可 番 号					

添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none"> 事務所の位置図(車庫が事務所と異なる場合は、別に位置図を添付すること。借地の場合は賃貸借契約書の写し又はそれに類する書類を添付すること。) 保有車両一覧表(申請者と車両所有者が異なる場合は、賃貸借契約書の写し又はそれに類する書類を添付すること。) 保有器材等の一覧表 従業員名簿 事業実績(毎月提出する作業報告書の数値と一致すること。) 申請者が個人の場合は、その住民票の写し 申請者が法人の場合は、登記事項証明書及び定款 申請者が浄化槽法第36条第2号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類 保有車両の写真(1車につき2枚、右前方からの全体写真で登録番号が確認できるもの及び側面からの全体写真で屋号等が確認できるもの) 保有車両ごとの車検証の写し 申請者が法人である場合は、直近事業年度における貸借対照表及び損益計算書の写し 申請者が個人の場合は、直近年度の所得税の納付済額を証する書類 資格等の写し
----------	--

様式第16号(第14条関係)

様式第16号(第14条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可証

第 号

住 所
氏 名
(法人にあつては名称
及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

豊田市長



許可の年月日 年 月 日
許可の有効期限 年 月 日

- 1 事業の範囲
- 2 許可の条件
- 3 許可及び変更の状況

[様式第17号\(第14条関係\)](#)

様式第17号(第14条関係)

一般廃棄物処分業許可証

第 号

住 所
氏 名
(法人にあつては名称
及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた者であることを証する。

豊田市長



許可の年月日 年 月 日
許可の有効期限 年 月 日

- 1 事業の内容・廃棄物の種類
- 2 許可の条件
- 3 許可及び変更の状況

[様式第18号\(第14条関係\)](#)

様式第18号(第14条関係)

浄化槽清掃業許可証 第 号

住 所
氏 名
(法人にあつては名称
及び代表者の氏名)

浄化槽法第35条第1項の許可を受けた者であることを証する。

豊田市長 

許可の年月日 年 月 日
許可の有効期限 年 月 日

許可の条件

[様式第19号\(第16条関係\)](#)

様式第19号(第16条関係)

一般廃棄物処理業 許可申請事項変更届
浄化槽清掃業

年 月 日

豊田市長 様

住 所
申請者
氏 名
(法人にあつては、その名称主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

記

許 可 事 業 種 別	
変 更 事 項 (新)	
変 更 事 項 (旧)	
変 更 理 由	

※ 添付書類 イ 変更を証する書類
ロ 許可証

[様式第20号\(第19条関係\)](#)

年 月 日

作 業 報 告 書 (月分)

豊田市長 様

住 所
氏 名
(法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第19条第1項の規定により、次のとおり報告します。

- 実績なし
- 市の処理施設への搬入実績あり(実績の報告は不要です。)
- 市の処理施設以外への搬入実績あり(次の表に実績を記入すること。)

搬入先	搬入物	搬入回数	搬入量
		回	kg
		回	kg
		回	kg
		回	kg
		回	kg
		回	kg
		回	kg

- 備考
- 1 市の処理施設以外への搬入についてのみ記載すること。
 - 2 古紙、古布等の専ら再生利用の目的となる一般廃棄物についての記載は不要です。

[様式第21号\(第19条関係\)](#)

年 月 日

作 業 報 告 書 (月分)

豊田市長 様

住 所
氏 名

しく取 尿 み り	処 理 施 設 名	逢妻衛生処理場		砂川衛生プラント	
	処 理 場 搬 入 延 べ 回 数	回		回	
	く み 取 り 箇 所 数	箇所		箇所	
	収 集 処 理 量	kl .		kl .	
し 尿 浄 化 槽	処 理 施 設 名	逢妻衛生処理場		砂川衛生プラント	
	処 理 場 搬 入 延 べ 回 数	回		回	
	清掃基数 汚泥量 人槽	清掃基数	汚 泥 量	清掃基数	汚 泥 量
		基	kl .	基	kl .
	1 5 人 以 下	基	kl .	基	kl .
	1 6 人 ~ 5 0 人	基	kl .	基	kl .
	5 1 人 ~ 1 0 0 人	基	kl .	基	kl .
	1 0 1 人 ~ 2 0 0 人	基	kl .	基	kl .
	2 0 1 人 ~ 5 0 0 人	基	kl .	基	kl .
	5 0 1 人 以 上	基	kl .	基	kl .
合 計	基	kl .	基	kl .	

注) 小数点第2位まで記入すること。

[様式第22号\(第19条関係\)](#)

